第5章 整備の基本計画

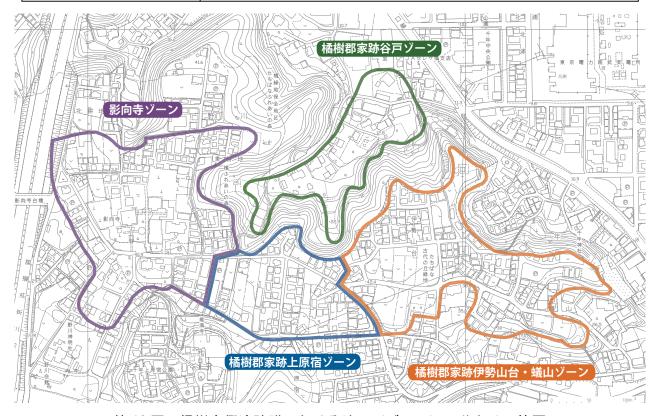
第1節 地区区分と地区別整備計画

(1) 地区区分とその範囲 (第12図)

橘樹官衙遺跡群では、地域ごとに発見されている遺跡・遺構等の性格が大きく異なっているため、同じ内容・手法等で整備を実施することは困難である。そこで、整備基本計画においては、適切な整備を実施するため、現在の行政区分・字界、現地形等に考慮しつつ、遺跡・遺構等の内容・様相に合わせて、次の4つの地区(以下、「ゾーン」という。)を設定し、各ゾーンごとの整備計画を示すとともに、各項目ごとの整備内容も示す。

	第2表	橘樹官衙遺跡群における地区	(ゾーン	,)
--	-----	---------------	------	----

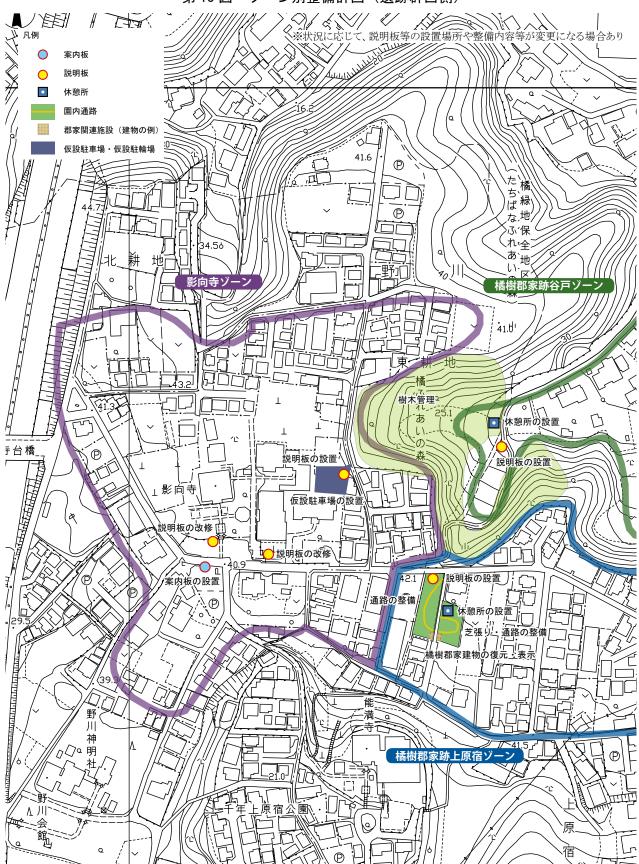
ゾーン名	地区の範囲とその概要		
①影向寺ゾーン	現在の影向寺境内及びその周辺地域、遺構は古代影向寺の推定金		
	堂跡、塔跡等		
②橘樹郡家跡上原宿ゾーン	宿ゾーン 橘樹郡家正倉院と影向寺の間の地域で、概ね現在の千年字上原		
	地区の範囲、遺構は橘樹郡家跡の館・厨家等との関係性が推定さ		
	れる建物群		
③橘樹郡家跡伊勢山台・	橘樹郡家正倉院が展開する地域で、概ね現在の千年字伊勢山台・		
蟻山ゾーン	蟻山の範囲、遺構は橘樹郡家跡の正倉と関連する建物群		
④橘樹郡家跡谷戸ゾーン	橘樹郡家跡北側で、影向寺遺跡東側に位置する谷戸の地域、橘ふ		
	れあいの森・橘特別緑地保全地区の一部等		



第12図 橘樹官衙遺跡群における地区(ゾーン)区分とその範囲

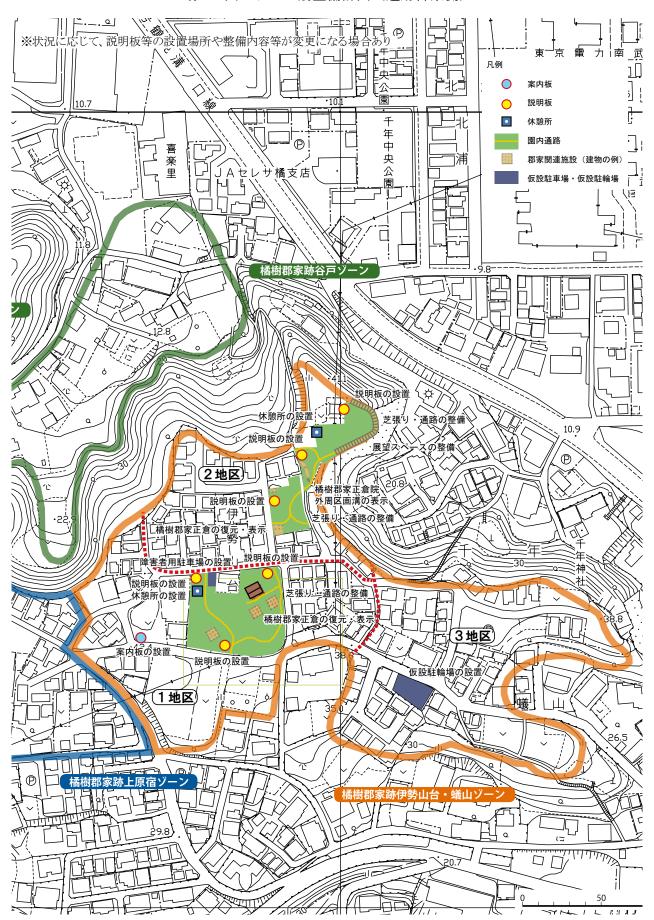
(2) ゾーン別整備計画

第12図で設定したゾーン区分内における遺跡・遺構等の内容等から、各ゾーン別に、次に示すような整備を行う。



第13図 ゾーン別整備計画(遺跡群西側)

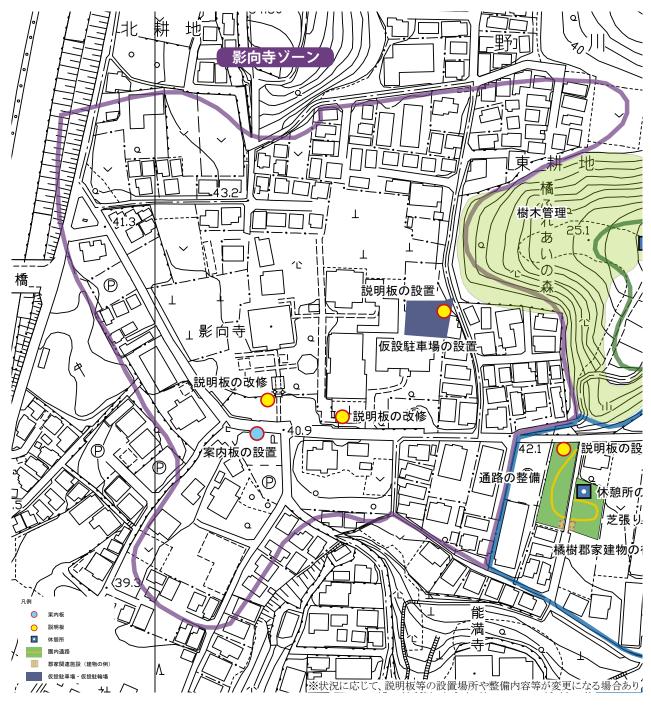
第14図 ゾーン別整備計画(遺跡群東側)



①影向寺ゾーン

地区(ゾーン)名	地区別整備計画	主な整備内容	
影向寺ゾーン	●今後の発掘調査や研究成果等をもとに、古	●古代影向寺主要建物(金堂・塔	
	代影向寺の主要建物や区画施設等について、	等) や区画施設等の平面表示	
	ゾーンの大部分を占める影向寺の協力を得な	●説明板・案内板等の設置等	
	がら、来跡者が体感できるよう整備する。	●ARシステムの構築・VRコン	
	●安全・快適に誰もが史跡へ来訪できるよ	テンツの制作	
	う、遺跡への影響が少ない場所を仮設の便益	●仮設駐車場の設置	
	施設として整備する。		

第15図 影向寺ゾーンにおける整備計画



②橘樹郡家跡上原宿ゾーン

地区(ゾーン)名	地区別整備計画	主な整備内容	
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	●橘樹郡家正倉院と、影向寺とを結びつける	●橘樹郡家関連施設の表示	
	地域として、国指定史跡地で、公有地化が完	●説明板・案内板等の設置等	
	了している土地を整備し、遺跡群全体の回遊	●ARシステムの構築・VRコン	
	性を高める。	テンツの制作	
	●来跡者が史跡を体感しながら、安全・快適	●石製標識「国史跡橘樹官衙遺跡	
	に見学でき、憩いの場となるよう整備すると	群」の設置	
	ともに、隣接住宅等に影響がないよう配慮を	●休憩所の設置	
	行う。	●整備範囲の芝張り・通路の整備	
		●遮蔽・区画施設、植栽	

第16図 橘樹郡家跡上原宿ゾーンにおける整備計画



③橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン

地区(ゾーン)名	地区別整備計画	主な整備内容
橘樹郡家跡伊勢山台·	●多くの遺構が確認され、かつ一定規模の公	●橘樹郡家正倉の復元・表示
蟻山ゾーン	有地化が完了している遺跡群の中心地域とし	●橘樹郡家正倉院外周区画溝の表示
	て、誰もが利用できる史跡公園となるよう、	●説明板・案内板等の設置等
	復元建物を含む遺構の整備を行う。	●ARシステムの構築・VRコンテンツ
	●広域的な視点で史跡の理解ができるよう、	の制作
	眺望を活かしたり、散策路として楽しめ、安	●石製標識「国史跡橘樹官衙遺跡群」の
	全・快適に見学ができるよう整備する。	設置
	●より多くの人が、憩いの場としても現地を	●休憩所の設置
	来訪できるよう、遺跡への影響が少ない場所	●整備範囲の芝張り・広場・通路の整備
	を仮設の便益施設として整備するとともに、	●遮蔽・区画施設、植栽
	隣接住宅等に影響がないよう配慮を行う。	●仮設駐輪場・障害者用駐車場の設置

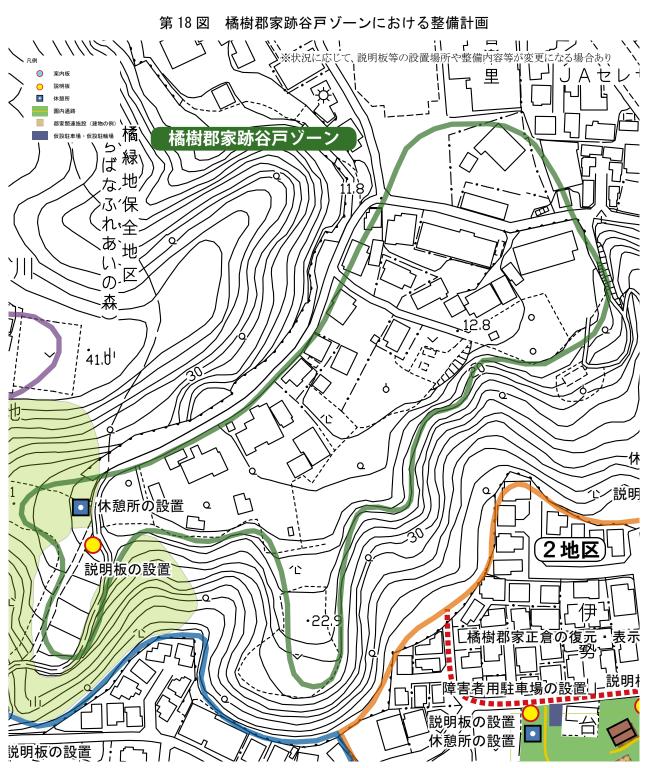
第17図 橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンにおける整備計画



④橘樹郡家跡谷戸ゾーン

地区(ゾーン)名	地区別整備計画	主な整備内容
橘樹郡家跡谷戸ゾーン	●谷戸から史跡が所在する丘陵上を望み、古代の	●樹木管理
	景観を体感できるように、丘陵面の樹木と一体的	●説明板・案内板等の設置等
	な整備を行う。	●休憩所の設置
	●史跡への北側からの散策路として、来跡者への	
	わかりやすい案内とともに、憩いの場として快適	
	な見学ができるよう整備する。	

第18図 橘樹郡家跡谷戸ゾーンにおける整備計画



第2節 遺構に関する整備

遺構に関する整備(遺構復元、遺構表示[立体表示・平面表示等]、発掘調査等)について、 基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 影向寺遺跡の整備[影向寺ゾーン]

史跡橘樹官衙遺跡群を構成する影向寺遺跡については、これまでの発掘調査等で、古代寺院の 金堂跡・塔跡という主要建物とともに、関連する建物が発見されていることから、その成果を踏 まえ、遺跡の大部分を占める影向寺境内では、宗教法人影向寺の協力を得て、遺構への影響が及 ばないよう盛土保存を行った上で、金堂跡・塔跡やその他の主要建物の平面表示を行う。また、 影向寺境内以外の地域では、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲について、遺構 への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、建物の立体・平面表示を行う。

(2) 橘樹郡家の推定館・厨家の整備 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン]

橘樹郡家跡上原宿地区で確認されている官衙関連遺構群は、これまでの発掘調査等で橘樹郡家跡の館・厨家の可能性も指摘されているが、現状では明確になっていないことから、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、官衙関連遺構の平面表示を行う。

(3) 橘樹評段階の遺構整備 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

橘樹郡家跡伊勢山台地区では、大宝元(701)年に橘樹郡が設置される以前の地方行政組織である橘樹評(ひょう)の時期に造営されたと推定される建物群は、これまでの発掘調査等で比較的様相が明らかになっている。そこで、地域の人々の積極的な活用につながるとともに、多くの人が訪れる歴史文化資源として、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、その成果を踏まえ、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、復元整備及び立体・平面表示等の整備を行う。

(4) 橘樹郡家正倉院の整備 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

橘樹郡家跡正倉院については、これまでの発掘調査等で、比較的その様相が明らかになっている。そこで、将来的には、地域の人々の積極的な活用につながるとともに、多くの人が訪れる歴史文化資源として、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲については、その成果を踏まえ、遺構への影響が及ばないよう盛土保存を行った上で、建物の復元整備あるいは立体・平面表示を行うとともに、外周区画溝の立体・平面表示を行う。

(5) 遺構整備に伴う発掘調査 [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻 山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

橘樹官衙遺跡群に関連する遺構が検出されている橘樹郡家正倉院や古代影向寺等については、 古代官衙施設・建物等の復元や立体・平面表示等、遺構整備を実施するために必要な情報を得る ことを目的として、遺構に影響が及ばないよう必要最小限の調査とするよう、十分留意して発掘 調査を行う。

第3節 動線に関する整備

動線に関する整備について、基本的な考え方は次のとおりである。

- (1)動線・サイン計画 [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]
- ●整備計画地は、国史跡指定地内で一定程度公有地化が完了した範囲であり、遺跡群各所に所在することから、各地点を接続する動線を整備する。
- ●整備計画地全域は基本的に自由動線とし、強制動線としての通路は設けないものとする。
- ●サイン表示等の設置箇所や内容の検討を行い、必要に応じて再配置を行う。

(2) 通路 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

●通路を設置する場合は、舗装等は必要最小範囲とし、遺構の性格や景観を損なわない通路線 形や幅員等で整備を行う。また、バリアフリーについても、前述に合わせて対応する。

(3) 広場 [橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

●整備計画地の広場は張り芝等を施し、休憩やイベント等に使用できる多目的広場として整備する。

第4節 地形造成に関する整備

(1) 造成 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

整備計画地で必要な場合に行う造成について、基本的な考え方は次のとおりである。

- ●整備の基盤となる造成は、遺構を保存するため、盛土を原則とする。
- ●遺構の復元・表示等の整備に際しては、遺構に影響が及ばないよう、整備に必要な掘削深度と遺構保存面との間に適切な厚さの保護盛土を行う。
- ●整備工事に際して、遺構面または景観等に影響がないよう、重機等の使用に関しては十分 配慮する。

(2) 電気・給排水 [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘 樹郡家跡谷戸ゾーン]

整備計画地で必要な電気・給排水について、基本的な考え方は次のとおりである。

- ●電気・給排水の設備は、地下の遺構への影響が及ばないよう、十分注意して整備する。
- ●電気設備は、利用者の安全と治安維持を図るため、保安上必要な場所に配置する。また、休憩施設等に、給電・給水施設や排水施設を必要に応じ整備する。
- ●遺構等の保存整備に際しては、表層を可能な限り透水性の高い材料で仕上げ、整備後の雨 水排水係数を現況に近いものとする。

第5節 修景及び植栽に関する整備

修景及び植栽に関する整備について、基本的な考え方は次のとおりである。

[影向寺ゾーン、 樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

- ●遺構に損傷を与えると判断された既存木は伐採する。
- ●周辺の建築物等に対して、遮断植栽を配植する。
- ●必要な箇所に適切な芝生等の地被植物を植栽する。
- ●日常的に活用され、市民の憩いの場・学習の場として利用されるよう、修景・緑陰のための 植栽を行う。
- ●橘樹郡家や古代影向寺が存在した当時の歴史的景観を体感できるよう、古代の植生等を参考 にした植栽を行う。

第6節 施設に関する整備

施設に関する整備について、基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 説明板・案内板等[影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

- ●設置場所については、史跡の整備内容や遺跡群外からのアクセス誘導等も考慮し、史跡内だけでなく、遺跡群全体に、必要に応じて設定する。
- ●説明板では、遺跡群や整備を行った遺構等について、発掘調査成果等に基づき解説を行う。
- ●案内板では、史跡や遺跡群全体に整備された施設等の配置や見学ルート等の動線について案内する。
- ●説明板・案内板等のデザイン・形状等は、史跡にふさわしいものを選定し、既存のサインについても、既存の説明板・案内板等を設定している関係部局と協議し、出来る限り新たなデザイン・形状等に統一する。
- ●説明板・案内板等の内容については、出来る限り、平易な文章とし、固有名詞・歴史用語等 については、原則、ふりがなをふる。また、可能な限り、外国語を併記する。

(2) ガイダンス施設

①機能

●展示・学習機能

ガイダンス施設には、橘樹官衙遺跡群の本質的価値や歴史的変遷、古代官衙全体の構造・機能、発掘調査成果及び保存整備された遺構・遺物等について学習するための機能が求められることから、パネルによる解説や遺物の展示等を行う展示スペースを設置する。

●案内・広報機能

来跡者が遺跡群を見学する際に必要となる情報を提供する機能や、遺跡群やその発掘調査成果等を市内外に広く情報発信する機能等が求められるため、パンフレット・チラシ等の配架スペースの設置やガイドボランティアの配置、専用ホームページでの発信等が必要である。

②整備

橘樹官衙遺跡群への来跡者が必要とする遺跡群や地域の情報を提供するとともに、遺跡群の案内や管理等を行うガイドボランティアの拠点となる必要があることから、史跡または遺跡群に近接した場所で整備することが求められる。また、ガイダンス施設は、史跡とセットで利活用されることがより効果的であるため、遺構の整備と同時または近い時期に整備されることが望ましい。

新たに施設を整備する場合、整備場所や予算面での制約等があるため、当面の間、遺構の整備と同時期に整備が可能な既存施設の有効活用を図る。現状の既存施設において、ガイダンス施設を運用する十分なスペース等が確保できない場合は、既存施設の管理者と協議の上、施設のレイアウト変更等を含め、可能な範囲でガイダンス施設の整備を検討する。また、既存施設の活用を図るまでの間、可能な範囲で、ガイダンス施設を補完する暫定的な展示等を行えるよう検討する。

(3) AR (拡張現実) · VR (仮想現実)

古代の橘樹郡家や影向寺の景観や様相を分かりやすく示し、多様な来跡者が、歴史的・文化的価値を学び、楽しめるよう、AR(拡張現実)・VR(仮想現実)といったデジタルコンテンツの活用を図る。AR等を導入する場合は、かつて存在した施設や発掘調査現場の現地での体感体験等、関連する各種情報の提供等により、史跡やガイダンス施設との相乗的な学習・体験効果が得られるよう、先進的な事例等を検討・参考にした上で、遺構の整備・ガイダンス施設の整備に合わせた導入を目指す。

(4) 便益施設(ベンチ、休憩所、展望スペース、仮設駐車場・駐輪場) [影向寺ゾーン、橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン、橘樹郡家跡谷戸ゾーン]

来跡者の快適な利活用に寄与するため休憩施設(ベンチ、休憩所、展望スペース)や、交通用 具による史跡へのアクセスが可能になるよう駐車場・駐輪場を設置する。なお、トイレや駐車 場・駐輪場については、遺構の保存に十分配慮しつつ、地域との十分な協議の上、設置について 検討する。

休憩施設については、各ゾーンにおける史跡の整備に合わせ、史跡の整備を行う範囲内に、遺構の保存と史跡の景観への配慮を行った上で、動線付近や眺望景観の視点となる場所等を中心に配置する。

一般用の駐車場・駐輪場については、原則、史跡指定地内での設置ができないため、指定地外に設置できるまで、当面の間は仮設駐車場・駐輪場を設置し、利用者の利便性向上を図る。また、史跡整備地には、可能な限り、身体障害者用の駐車場を設置する。

(5) その他施設 [橘樹郡家跡上原宿ゾーン、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン]

来跡者の安全面や利便性の向上を図るため、必要に応じて、照明灯やフェンス等を設置する。

第7節 史跡の公開・活用

史跡の公開・活用について、基本的な考え方は次のとおりである。

(1)情報発信

- ●必要な情報を分かりやすく加工し、効果的かつ継続的に発信を行う。橘樹官衙遺跡群の保存 整備事業の情報についても、積極的に発信する。
- ●市内外に幅広く伝え、アピールできるよう市ホームページ等での橘樹官衙遺跡群の解説等を 行うとともに、遺跡群専用ページを開設する等インターネットを活用した情報発信を行い、周 知を図る。
- ●地域住民をはじめとする市民等への橘樹官衙遺跡群の認知度を高めるため、発掘調査現地説明会や講演会等をこれまでと同様に実施する。
- ●来跡者の利便性を高めるため、駅周辺や公共施設等に橘樹官衙遺跡群の案内板等を設置する とともに、パンフレットやマップ等を作成・配布する。

(2) 普及啓発活動

- ●地域の特徴を活かした体験学習やイベント等を企画・実施し、橘樹官衙遺跡群への来跡者の 増加やリピーターの獲得、事業への参加を促す。
- ●市内の小・中学校等においては、授業での歴史学習や校外における見学等を含む体験学習の カリキュラムを作成するとともに、指導者等の人材発掘・育成を進める。
- ●生涯学習では、史跡だけでなく、遺跡群及びその他の文化財等を生涯学習の素材として活用 し、歴史講座や体験学習等により、市民が史跡の歴史文化を体感・学習する機会を作る。

(3) 公開・活用の担い手づくり

- ●普及啓発活動の実施や情報発信等の事業を幅広く展開するとともに、そこに地元や市民等の 参加を促し、共に活動を行っていくことで、公開・活用イベントのスタッフや協力者の担い手 を育成する。
- ●定期的にガイドボランティア育成講座を開催する等、史跡の説明だけでなく、地域のさまざまな情報を案内できるガイドの担い手を育成する。
- ●担い手は、市内外を問わず様々な組織等から参加してもらえるよう周知する。
- ●歴史学習や校外における見学・体験学習等、様々な機会を通じ、市内の小・中学校等の参加 を促し、学校連携を推進する。
- ●小・中学校等を対象とした公開・活用事業を積極的に実施し、将来の史跡の保存を担う人材 育成を図っていく。
- ●地元企業等と連携し、企業が有する能力等を活かしたイベント等を開催してもらうことで、 史跡の周知や活用の推進を図る。

第8節 史跡の管理・運営

史跡の管理・運営について、基本的な考え方は次のとおりである。

(1) 管理・運営に関わる事業

- ●川崎市は、史跡の管理団体として、文化財保護法第119条第1項に基づき、史跡等の管理及び復旧、施設の設置・維持管理、届出等を行う。
- ●維持管理としては、整備事業の進捗に伴い、史跡の保存管理、施設・工作物の保守管理、植栽管理、清掃、巡視・点検等を行う。
- ●指定地の公有地化に要する期間は長期にわたることが想定されるため、公有地化が完了した 指定地が活用されないまま放置されることのないよう、維持管理を行う。

(2) 管理・運営の実施体制

①行政における保存・活用施策の対応力強化

史跡橘樹官衙遺跡群における保存整備・活用事業は、現在、川崎市の文化財保護部局が中心となって進めているが、川崎市全体で見れば、橘樹官衙遺跡群の市民等への認知度はかなり不足しているといえる。今後は、川崎市として橘樹官衙遺跡群の歴史的・地域的価値をどのように周知し、保存・活用を進めていくべきかについて、総合的・多角的に検討していくことが重要である。そのため、現在川崎市役所内における円滑な調整・協議及び情報の共有化等を図るために設置している「橘樹官衙遺跡群保存整備活用に関する庁内検討委員会」を引き続き活用し、関係各部局が相互に連携し、複合的効果を生む施策の展開を図る。

②市民組織・民間団体との協働

史跡橘樹官衙遺跡群が将来にわたり保存・活用されていくためには、地域の人々が、史跡を自分達の宝・誇りとして愛着をもち、行政と協力してその管理・運営に参加していくことが重要である。橘樹官衙遺跡群やその周辺でそれぞれ独自の活動を行っている地元町会や地域住民を母体に組織された史跡保存会、さらに関係する市民組織や民間団体等が、相互に連携しあいながら、史跡の保存管理に関わってもらうことが求められる。

そこで、行政と市民組織・民間団体等の相互連携を図り、それぞれの独自性・専門性を活かしながら役割を分担して協力しあう「協働」の体制を構築していくため、保存活用計画で地域住民・市民等との密接な連絡体制の構築、ルール作り等、相互協力の円滑な推進に向けたシステム作りの方法として触れている「(仮称) 橘樹官衙遺跡群保存活用協議会」等の設置について検討する。

第6章 今後の事業計画

第1節 短期計画

第5章の整備基本計画については、国史跡への追加指定や公有地化の進捗状況等に合わせ、短期計画期間(10年間)を第1期・第2期・第3期に分けて、整備を実施する。また、短期計画第2期以降については、『川崎市総合計画 第3期実施計画』の策定に合わせて、実施時期や内容等の調整を行っていく。

(1) 第1期(平成31(2019)~平成33(2021)年度)

「整備方針]

- ●橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区内で、発掘調査によって複数の古代官衙関連遺構の全体が明らかであり、公有地化により遺構の整備が可能な土地(現たちばな古代の丘緑地)については、その価値を最大限引き出し、史跡及び遺跡群における保存・活用の中心地域になるよう整備する。
- ●史跡橘樹官衙遺跡群のシンボルとして建物の復元を含めた整備を行い、地域の人々の愛着や 誇りを醸成するとともに、古代の景観や様相を分かりやすく示し、誰もが学び、楽しめる場と して整備する。
- ●遺跡群への来跡者に向けた遺跡群の内容説明や、遺跡群外からの誘導及び遺跡群内の周遊の ための案内設備を充実させる。

「整備内容]

整備対象	整備内容
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻	●橘樹郡家(評家)関連施設の建物復元(1棟)、立体表示(2棟)、表面表示(1棟)
山ゾーン1地区	●休憩所の設置(1棟) ●芝張り・通路の整備
	●遮蔽・区画施設の設置、植栽の整備 ●石製標識「国史跡橘樹官衙遺跡群」の設置
	●説明板(3基)・案内板(1基)の設置・改修
橘樹郡家跡谷戸ゾーン	●休憩場の設置(1棟) ●説明板・案内板等の設置(1基)
	●樹木管理
遺跡群全体	●説明板・案内板等の設置

[整備スケジュール]

整備対象	平成31(2019)年度	平成32(2020)年度	平成33(2021)年度
影向寺ゾーン	関係部局等との協議・調整	説明板・案内板等の設置	*
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	関係部局等との協議・調整	説明板・案内板等の設置	*
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン			
1地区	基本設計	実施設計	保存整備工事
橘樹郡家跡谷戸ゾーン	関係部局等との協議・調整	説明板・案内板等の設置	*
18 > 18 > 14=10			\longrightarrow
ガイダンス施設	設置・整備に向けた協議・調整		

(2) 第2期(平成34(2022)~平成36(2024)年度)

「整備方針〕

- ●橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーンにおける2地区を整備し、1地区と合わせ、活用の促進を 図る。
- ●史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン及び橘樹郡家跡伊勢山台 ・蟻山ゾーン内各地区間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- ●橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区における建物復元等を含む史跡整備の進捗に合わせて、相乗的または相互補完的な利活用による効果的な学習・案内等を可能とするARやVRの導入とその運用のための整備、学習・案内拠点としてのガイダンス施設の整備を行う。
- ●橘樹官衙遺跡群への車でのアクセス向上に向けた整備を行う。
- ●短期計画第1期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。

「整備内容]

整備対象	整備内容
影向寺ゾーン	●仮設駐車場の設置
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻	●公有地化された地区の整備
山ゾーン2地区	
ガイダンス施設	●設計・整備
AR・VR等	●導入・整備

[整備スケジュール]

整備対象	平成34(2022)年度	平成35(2023)年度	平成36(2024)年度
影向寺ゾーン	仮設駐車場の設置		*
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン			
2地区	検討・設計・整備等		
ガイダンス施設	設計・整備		>
AR・VR等	導入・整備		-

(3) 第3期(平成37(2025)~平成40(2028)年度)

[整備方針]

- ●橘樹郡家跡上原宿ゾーンで、一定程度公有地化が完了した地区を整備し、橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1・2・3地区と合わせ、活用の促進を図る。
- 史跡整備範囲に面的な広がりを持たせることで、遺跡群内各ゾーン間の回遊性を高め、関連性の向上を図る。
- ●橘樹官衙遺跡群における利用者の安全面やアクセス向上に向けた整備を行う。
- ●短期計画第1期及び第2期で実施した整備については、適切な維持・管理を図る。

[整備内容]

整備対象	整備内容
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	●公有地化された地区の整備
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻	●仮設駐輪場の設置
山ゾーン3地区	

[整備スケジュール]

整備対象	平成37 (2025) 年度	平成38 (2026) 年度	平成39(2027)年度	平成40(2028)年度
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	検討・設計・整備等			
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン				
3地区	仮設駐輪場の設置			

第2節 長期計画

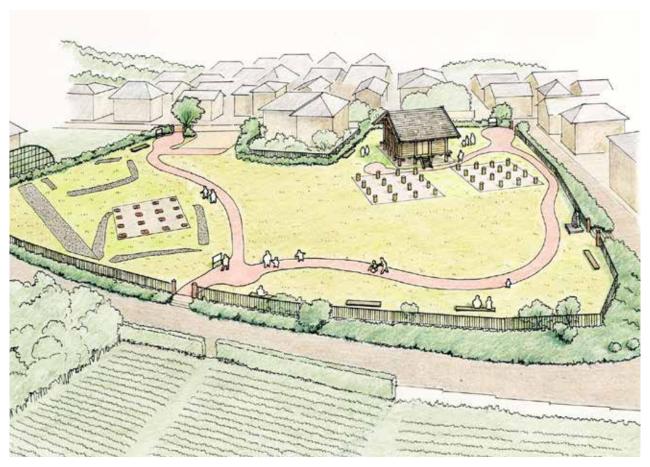
整備基本計画は、概ね平成31 (2019) 年度~平成60 (2048) 年度までの30年間を対象とした計画であり、第1節で示した短期計画期間 (10年間) 終了後の20年間については、長期計画期間とする。

[整備方針]

- ●国史跡への追加指定及び公有地化の進捗状況に応じて整備を実施する。
- ●整備は、遺構への影響や既存整備内容との関係性、活用方法等を考慮した上で、最も適切かつ効果的な整備内容・手法等を検討し、計画的に実施する。
- ●遺構の整備は、発掘調査等でその性格や内容が明らかになり、整備を行うことが可能な遺構に対して実施する。
- ●史跡指定地内で、短期計画期間中に整備した遺構・施設等のメンテナンス・修繕等を行う。
- ●史跡整備に合わせて設置・導入したガイダンス施設やAR・VRのリニューアル、その他整備に伴い設置した施設等の改修・修繕等を行う。

[整備スケジュール]

整備対象	長期計画期間(平成41(2029) 年度~平成60(2048)年度)
影向寺ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡上原宿ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン	適切な維持・管理	公有地化の進捗状況に応じた整備
橘樹郡家跡谷戸ゾーン	適切な維持・管理	
ガイダンス施設	適切な維持・管理	リニューアル・改修等の実施
AR・VR等	適切な維持・管理	リニューアル等の実施



第19図 整備イメージ図(1)[橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン1地区]



第20図 整備イメージ図(2)[橘樹郡家跡伊勢山台・蟻山ゾーン2地区北東部]